

豊中市風しん第5期定期予防接種（特別の事情に係る接種）
の実施に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市長が行う風しん第5期予防接種であって予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第2条の8第4号に係るもの（以下「風しん第5期予防接種」という。）について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、規則、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）、定期接種実施要領（「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」。以下「要領」という。）及び「風しん第5期に係る対応について」（令和7年3月13日付け厚生労働省事務連絡）その他に定めがあるもののほか、実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（市内接種等）

第2条 市長は、市内の医療機関（風しん第5期予防接種の実施について市長から委託を受けたものに限る。）で風しん第5期予防接種を受けた者から実費を徴収しない。

（市外接種）

第3条 風しん第5期予防接種を市外で受けようとする者は、事前に、市外予防接種実施依頼申込書を市長に提出するものとする。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、医療機関または医療機関が所在する市町村長に対する予防接種市外実施依頼書を当該申込者に交付する。

3 前項の依頼書は、発行日から6ヶ月に限り有効とする。

4 第2項の依頼書により、市外の医療機関で風しん第5期予防接種を受けた者が、当該接種に係る実費を支払ったときは、市長は、その者が支払った実費と別表に規定する予防接種限度額のうち少ないほうの額を限度として、その者に対し補助金を交付することができる。

5 前項の補助金の交付を受けようとする者は、市外予防接種費用補助金申込書を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者に対し補助金を交付することができる。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（予防接種限度額）

予防接種	限度額
MR ワクチン	10,351 円
風しん単独ワクチン	6,765 円